

■提出方法

- *手続は大阪市行政オンラインシステムで受付しています。
- *【事前協議】となっているものは、変更日の2か月前の月末まで必要書類を提出し、変更日の前月 15 日までに届出を行ってください。
- *変更後10日以内に、届出を行ってください。
- ※写しの提出に際し、原本証明は不要です。

■提出に必要な書類

※内容により異なります。下記を参照してください

	変更する事項	添付書類	留意点
1	事業所の名称	 ・変更届出書(様式第3号) ・指定に係る記載事項(付表12) ・運営規程 ・業務管理体制に関する届出書(業管第2-1号)…① 	①…本市に届出が必要な事業所のみ
2	事業所の所在地(移転)	・変更届出書(様式第3号) ・指定に係る記載事項(付表12) ・運営規程 ・事業所の平面図 ・事業所内外の写真 ・居室面積等一覧表 ・設備・備品等一覧表 ・説備・備品等一覧表 ・併設する施設の概要…① ・案内図…② ・土地・建物の賃貸契約書の写し又は登記簿謄本 ・建築基準法による建築確認申請、検査済証 の写し ・防火対象物使用開始(変更)届の写し ・損害賠償発生時の対応方法を明示する書類 の写し…③	①…単独型の場合不要です ②…事業所と協力医療機関との 位置関係も示してください ③…移転後も適用となる旨が分 かる書類を提出(異動届等) *事業所の連絡先(電話番号等) にも変更がある場合は、変更 届出書にその旨記載してくだ さい
	事業所の電話番号、FAX番号、メールアドレス	・変更届出書(様式第3号) ・指定に係る記載事項(付表4)	①…本市に届出が必要な事業所のみ

3	申請者(法人等)の名称 申請者(法人等)の所在地 ※履歴事項全部証明書(登記簿謄本)が、法務局での手続きの関係 で、変更日(登記日)から10日以内に提出できない場合は、法務局から履歴事項全部証明書(登記) 所に提出できない場合は、法務局から履歴事項全部証明書(登記) を変更出してください。(この場合、変更出してください。(この場合、変更出してください。)	・変更届出書(様式第3号) ・履歴事項全部証明書又は条例等 (同一法人が複数事業所を運営している場合は、添付書類は1部で可。変更届出書(様式第3号)のみ事業所ごとに作成してください) ・業務管理体制に関する届出書(業管第2-1号)…①	*法人の一体性(継続性)が認められる場合以外は、新規申請 *法人等の名称のふりがなを変 更届出書に明記のこと *申請者の主たる事務所の連絡 先(電話番号等)に変更がある 場合は、変更届出書にその旨 を記載のこと ①…本市に届出が必要な事業所 のみ
	申請者(法人等)の電話番号、 FAX番号、メールアドレス	・変更届出書(様式第3号) ・業務管理体制に関する届出書(業管第2-1号)…①	①…本市に届出が必要な事業所のみ
4	申請者(法人等)の代表者の変更、代表者の氏名及び住所 ※履歴事項全部証明書(登記簿謄本)が、法務局での手続きの関係で、変更日(登記日)から10日以内に提出できない場合は、法務局から履歴事項全部証明書(登記簿謄本)が発行されてから、変更届の必要書類一式をまとめて提出してください。(この場合、変更後10日以内でなくても可とします。)	 ・変更届出書(様式第3号) ・履歴事項全部証明書又は条例等…① ・第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書…② ・業務管理体制に関する届出書(業管第2-1)…3 	 ①・・・代表者に変更がある場合に 添付 ②③・・・代表者が新たに就任する 場合に添付 ③・・・本市に届出が必要な事業所 のみ
5	事業所の建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要	・変更届出書(様式第3号) ・変更前及び変更後の平面図 ・変更箇所を撮影した写真 ・居室等面積一覧表 ・設備・備品等一覧表 ・土地・建物の賃貸契約書の写し又は登記簿謄本… ① ・建築基準法による建築確認申請、検査済証の写し…② ・防火対象物使用開始(変更)届の写し…③	*設備概要変更の場合、事前協議が必要です。その後、サービス提供予定日の前月 15 日までに届け出てください。 ①②③…建物の増築等の場合、添付が必要となることがあります

6	管理者の氏名及び住所	 ・変更届出書(様式第3号) ・指定に係る記載事項(付表12) ・組織体制図…① ・経歴書…② ・第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書…③ 	①…すべての兼務関係を明確に 記載のこと ②…3ヶ月以内に撮影した写真 を貼付 ②③…管理者が新たに就任する 場合のみ添付
	主たる対象者	・変更届出書(様式第3号) ・指定に係る記載事項(付表12) ・運営規程 ・指定障害福祉サービスの主たる対象者を特定する理由…①	①…対象者を特定する場合のみ
7	運営規程		
	職員の職種・員数 ※直接支援職員のうち、すで に配置されている職種の者が 配置基準内で増減する場合 は、届出不要	・変更届出書(様式第3号) ・指定に係る記載事項(付表12) ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表…① ・組織体制図 ・従業者の資格を証する書類の写し…② ・運営規程	①…変更日から 4 週間分を作成 してください ②…資格要件の定められている 職種の場合に添付してください *日中活動サービス事業所に併 設する単独型の場合で、職員 が兼務する場合は、併設事業 所の勤務形態一覧表も添付し てください
	①営業日、営業時間 ②サービス提供日、サービス提供時間 ③利用者から徴収する費用の額 ④通常の事業の実施地域 ⑤主たる対象者	・変更届出書(様式第3号) ・指定に係る記載事項(付表12) ・運営規程 ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表…① ・指定障害福祉サービスの主たる対象者を特 定する理由(⑤の変更で、対象障がいを限 定する場合のみ)	
8	協力医療機関及び協力歯科 医療機関の名称及び診療科 名並びに当該協力医療機関 等との契約の内容	・変更届出書(様式第3号) ・指定に係る記載事項(付表12) ・協力医療機関との契約の内容 ・事業所と協力医療機関の位置関係を示す地 図等…①	①…協力医療機関を変更する場合必要です

9	事業所の種別(併設型・空床	・変更届出書(様式第3号)	①…変更日から 4 週間の勤務予
	型・単独型の別)	・指定に係る記載事項(付表 12)	定表として作成
		・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表…①	②③…「単独型」に変更する場
		・組織体制図	合は必要
		・事業所内外の写真	
		• 居室面積等一覧表	*日中活動サービス事業所に併
		設備・備品等一覧表	設する単独型の場合で、当該
		・土地・建物の賃貸契約書の写し又は登記簿謄本 …②	サービスに従事する従業者が
		建築基準法による建築確認申請、検査済証	短期入所の支援も行う場合、
		の写し…③	併設事業所の勤務形態一覧表
			も添付してください
	F-14-14-14		
	【事前協議】		
10	利用定員の増加	· 変更届出書 (様式第3号)	①…変更日から 4 週間の勤務予
		・指定に係る記載事項(付表 12)	定表として作成
		・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表…①	
		・組織体制図	*日中活動サービス事業所に併
		・平面図(変更前、変更後とも)	設する単独型の場合で、当該
		・事業所内外の写真	サービスに従事する従業者が
		・居室面積等一覧表	短期入所の支援も行う場合、
		・設備・備品等一覧表	併設事業所の勤務形態一覧表
		・運営規程	も添付してください
		・損害賠償発生時の対応方法を明示する書類	
		の写し	
		・介護給付費等算定に係る体制等に関する届	
	F + 24 14 24 3	出書等関係書類	
	【事前協議】		> > > > > .
14	その他 トロートコントロートコン	内容によって、提出いただく書類が異なります	

※変更の内容及び状況により、上記以外の書類の提出を求める場合があります。